

議 案 第 80 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成24年2月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員に対する給与の改定に係る人事院からの勧告内容に準じ、給与構造改革における現給保障措置を段階的に廃止するとともに、千葉県職員に対する給与の改定に係る千葉県人事委員会からの勧告内容に準じ、教育職俸給表の改定を行うため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条の5第3項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

附則第3項の表教育職俸給表の項中「4級」を「5級」に改める。

別表第5を次のように改める。

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年松戸市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「達しないこととなる職員」を「達しないこととなる医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外の職員」に、「に対し」を「に対しては、平成25年3月31日までの間」に改め、「乗じて得た額)」の次に「からその半額(その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円)を減じた額を俸給として支給し、改正後の条例に基づく俸給月額が、切替日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対しては、当分の間、その差額に相当する額」を加え、附則第7項中「切替日に職務の級が3級又は4級」を「切替日から平成24年3月31日までの間に職務の級が教育職俸給表の3級若しくは4級となった職員又は同年4月1日以後の職務の級が松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年松戸市条例第 号)による改正後の松戸市一般職の職員の給与に関する条例の教育職俸給表の4級若しくは5級」に改め、「に対し」の次に「、平成25年3月31日までの間」を、「乗じて得た額)」の次に「からその半額(その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円)を減じた額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級等の切替え)

2 平成24年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の松戸市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の教育職俸給表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第1の新級

の欄に定める職務の級とする。

- 3 切替日の前日において改正前の条例の教育職俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第2の新号俸の欄に定める号俸とする。

（教育職俸給表の適用を受ける職員の切替日前の異動者の号俸の調整）

- 4 切替日の前日において改正前の条例の教育職俸給表の適用を受けていた職員のうち、切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（教育職俸給表の適用を受ける職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（教育職俸給表の適用を受けることとなる職員の号俸の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き教育職俸給表の適用を受ける職員のうち、俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（次項に規定する職員及び規則で定める職員を除く。）には、当分の間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（松戸市一般職の職員の給与に関する条例附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 7 切替日の前日から引き続き教育職俸給表の適用を受ける職員（同日において松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和50年松戸市条例第13号）第3条第1項に規定する教職調整額（以下「教職調整額」という。）を支給されていた職員に限る。）のうち、切替日以後に職務の級が4級又は5級となった職員の俸給月額が切替日の前日において受けていた俸給月額とこれに対する教職調整額との合計額に達しないこ

ととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（松戸市一般職の職員の給与に関する条例附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

8 切替日の前日から引き続き教育職俸給表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

9 切替日以降に新たに教育職俸給表の適用を受けることとなった職員（前3項に規定する職員を除く。）について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて、俸給を支給する。

10 附則第6項の規定による俸給を支給される職員に関する松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第6項の規定の適用については、同項中「）に基づく俸給月額」とあるのは、「」に基づく俸給月額と松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年松戸市条例第 号）附則第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。

11 附則第6項又は第7項の規定による俸給を支給される職員に関する平成18年改正給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「職員の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年松戸市条例第 号）附則第6項又は第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。

（規則への委任）

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

1 3 松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和50年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

第3条第1項中「2級又は1級」を「1級、2級又は3級」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（教職調整額の算出の基礎となる俸給月額の特例）」を付し、同項中「）附則第6項又は第8項の規定による俸給を」を「。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第6項又は第8項の規定による俸給を」に改め、「教育職員」の次に「（附則第4項に規定する職員を除く。）」を加え、附則に次の2項を加える。

3 松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年松戸市条例第 号。以下「平成24年改正給与条例」という。）附則第6項、第8項又は第9項の規定による俸給を支給される教育職員（次項に規定する職員を除く。）に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年松戸市条例第 号）第6項、第8項又は第9項の規定による俸給の額との合計額」とする。

4 平成24年改正給与条例附則第10項の規定により読み替えて適用する平成18年改正給与条例附則第6項又は平成18年改正給与条例附則第8項の規定による俸給及び平成24年改正給与条例附則第6項、第8項又は第9項の規定による俸給を支給される教育職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年松戸市条例第 号。以下「平成24年改正給与条例」という。）附則第10項の規定により読み替えて適用する松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年松戸市条例第38号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第6項又は平成18年改正給与条例附則第8項の規定による俸給の額と平成24年改正給与条例附則第6項、第8項又は第9項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附則別表第 1

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	4 級
4 級	5 級